

教育長の臨時代理による事務処理について

中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則第2条第1項第2号の規定により、令和元年9月6日の第25回定例会において、教育長の臨時代理による指示を受けた案件について、下記の通り臨時代理により処理をしたので、同規則第3条第2項の規定により報告する。

記

- 1 中野区立幼稚園条例施行規則の一部改正について
 - (1) 制定規則
別紙のとおり
 - (2) 事案決定日
令和元年9月25日
 - (3) 公布日
令和元年9月25日
 - (4) 施行日
令和元年10月1日

中野区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年（2019年）9月25日

中野区教育委員会教育長 入野 貴美子

中野区教育委員会規則第 1 1 号

中野区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則

中野区立幼稚園条例施行規則（昭和 4 2 年中野区教育委員会規則第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第 6 条から第 1 2 条までを削り、第 1 3 条を第 6 条とし、第 1 4 条から第 1 7 条までを 7 条ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。